



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○特許法施行規則及び特許協力条約に
基づく国際出願等に関する法律施行
規則の一部を改正する省令
(経済産業省三五)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

型式住宅部分等製造者の認証、日本

弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

三 三 三 三 三

省 令

○経済産業省令第三十五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第三条第二項第四号及び第二十条の規定に基づき、並びに特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）を実施するため、特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

経済産業大臣 直嶋 正行

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第五十二中「【提出物件の目録】」を「【提出物件の目録】」に改め、同様式中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 「【その他】」の欄には、1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正箇所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文における記載のうち、当該補正のための根拠を記載する。

様式第五十四の備考2から備考5まで中「第34条」を「第34条(2)(b)」に改め、同様の備考3を次のように改める。

7 「【その他】」の欄には、特許法第184条の8第1項の規定により補正書の日本語による翻訳文又は補正書の写しを提出するとき、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正箇所を「明細書○頁を補正した（明細書に記載した配列表を補正した場合にあつては、「配列表の○を補正した」）又は「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、補正書の日本語による翻訳文を提出する場合にあつては特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文の記載のうち当該補正のための根拠を記載し、補正書の写しを提出する場合は同項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。また、特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正箇所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第七中備考以外の部分を次のように改める。